

2023年10月から段階的に導入される、消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)について、適格請求書等を発行するためには、事前に管轄税務署に申請して、登録番号を入手しなければなりません。

● インボイス制度の登録事業者の申請について

インボイス制度における発行事業者の登録を、制度が始まる2023年10月1日からとする場合は、原則として6ヵ月前の2023年3月末までに申請しなくてはなりません。この発行事業者の申請や登録番号の発行は、すでに開始されております。

消費税課税事業者であっても、自動的に登録番号が発行されるわけではなく、登録申請が別途必要となります。また、年間課税売上高が1,000万円未満であるなどで消費税免税事業者であっても、登録申請することによりインボイス発行事業者になることができますが、登録期間中は、消費税を申告納税する必要があります。

消費税免税事業者が、インボイス発行事業者に登録する場合は、原則として課税期間の前に、消費税課税事業者の選択届が必要となります。ただし、経過措置として、2029年9月30日までの日の属する課税期間までは、期中から登録を受けることができ、また消費税課税事業者の選択届も不要となります。

従来の区分	インボイス発行事業者の登録日	登録申請の期限等
消費税課税事業者	2023.10.1	2023.3 末まで
	2023.10.2～	課税期間の1ヵ月前まで
消費税免税事業者	2023.10.1	2023.3 末まで
	2023.10.2～2029.9.30	課税期間の中途でも登録可能
	2029.10.1～	課税期間の1ヵ月前まで

当事務所の顧問先様へ・・・

インボイス制度の登録事業者の申請について、法人の場合は2021年10月以降の決算終了後、個人事業の場合は2021年分確定申告終了後、当事務所にて電子申請させていただきます。

取引業者からの要請などで、早期に登録が必要な場合は、ご連絡下さい。また、2023年10月以降、消費税免税事業者である場合は、申請期限(2023年3月末)の少し前に、個別に確認させていただきます。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
2月	所得税の確定申告・贈与税の申告	2月16日～3月15日
3月	個人事業者の消費税確定申告	末日まで

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日

源泉所得税の納付期限は、翌月10日(納期特例は上期7月10日、下期1月20日)。

住民税納付(普通徴収)については、上記と異なる地域があります。